

ちやや じょうとく
大府茶屋・上徳地区計画

地区計画の目標

本地区は、JR共和駅より北西約1.1kmに位置し、大府市により開発された住宅団地であり、現に良好な住宅地としての環境が形成されています。

周辺は良好な低層住宅地及び農地に隣接しており、今後の居住環境の悪化を未然に防止し、秩序ある市街化を計画的に誘導し、良好で快適な市街地の形成を図ることを目標としています。

土地利用の方針

戸建住宅による低層住宅地を中心とした土地利用を誘導し、ゆとりある住居環境の形成を図ります。

地区整備計画の内容

建築物の用途の制限等

面積	約2.0ha	
用途地域、建蔽率/容積率、高さ制限	(第一種低層住居専用地域、60/100、10m)	
地区整備計画	建築物等の用途の制限	次に掲げる建築物以外の建築物は建築してはならない。 1 一戸建ての住宅 2 一戸建ての住宅で延べ面積の2分の1以上を居住の用に供し、かつ、建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第130条の3第1号、第2号、第3号又は第6号に掲げる用途を兼ねるもの(これらの用途に供する部分の床面積の合計が50平方メートルを超えるものを除く。) 3 地域集会所 4 前3号の建築物に附属するもの
	建築物の敷地面積の最低限度	160㎡
	壁面の位置の制限	道路境界線から建築物の外壁又はこれらに代わる柱の面までの距離は1m以上とする。 ただし、次に掲げるものについては、この限りではない。 1 外壁又はこれらに代わる柱の中心線の長さの合計が3m以下の建築物又は建築物の部分 2 物置その他これらに類する用途(自動車車庫を除く)に供し、軒の高さが2.3m以下で、かつ床面積の合計が5㎡以内の建築物又は建築物の部分 3 自動車車庫
	建築物の形態又は意匠の制限	1 建築物の外壁の色彩は、良好な住宅環境にふさわしい落ち着いたものとする。 2 屋外広告物は自己の用途に供するもので、その表示面積が5㎡(同一敷地内に2以上ある場合はその合計)以内のもののみとする。

地区整備計画	建築物等に関する事項	かき又はさくの構造の制限	<p>道路、公園又は緑地に面する側にかき又はさくを設置する場合は、生垣若しくはフェンス、鉄さく等とし、景観及び防災性に配慮したものとする。</p> <p>生垣の設置につきましては、「まちかど緑化推進事業補助制度」により、一定の基準を満たす生垣の設置には最高10万円（ブロック塀の取り壊しを含む場合は最高16万円）を限度として、設置費用を助成する制度がありますのでご利用ください。</p> <p>詳しくは水緑公園課（☎0562-45-6236）までお問合せください。</p>
--------	------------	--------------	--

※上記の表の（ ）は用途地域による制限

問い合わせ先

○地区計画に関する相談・届出

大府市役所 都市政策課 建築指導係（市役所4階） ☎0562-45-6314

○地区計画、用途地域等の指定・照会、都市計画図の販売

大府市役所 都市政策課 計画地域交通係（市役所4階） ☎0562-45-6221

計 画 図

